

令和4年度 国際理解事業助成金活用事業 募集のお知らせ

(公財)久留米観光コンベンション国際交流協会は、地域の国際化を促進するため市民の国際理解及び交流に資する事業を地域において行う団体に対し、その活動に要する経費の一部を助成します。

◆◇◆募集概要◆◇◆

◆申請期間◆

- (1)原則として事業実施の3ヶ月前までに提出すること。
(当該年度の事業は令和4年12月30日まで。)
- (2)交付決定額の合計が当該年度予算の上限に達した場合、受付は終了とします。

◆申請資格◆

- (1)久留米市内に活動の本拠地を有する非営利団体。
- (2)政治活動または宗教活動に関しないもの。
- (3)暴力団または暴力団員と関係しないもの。

◆対象事業◆

- (1)異文化を理解するため異文化との接点作りを目的として、校区等の地域で行われるイベント事業。
- (2)地域住民の国際理解を積極的に推進するため、校区等の地域で行われる事業。
- (3)その他(公財)久留米観光コンベンション国際交流協会理事長が助成金交付対象としてふさわしいと認めた事業。

◆助成金額◆

11万円
(1事業につき上限が11万円で、助成対象経費合計の2/3以内の額)
※必ずしもご希望通りの助成金額を満たすとは限りませんのでご了承ください。

申請時の注意

申請にあたっては、「国際理解事業助成金交付要綱」をよくお読みください。
不明な点などがありましたら、下記の協会までお問合せください。



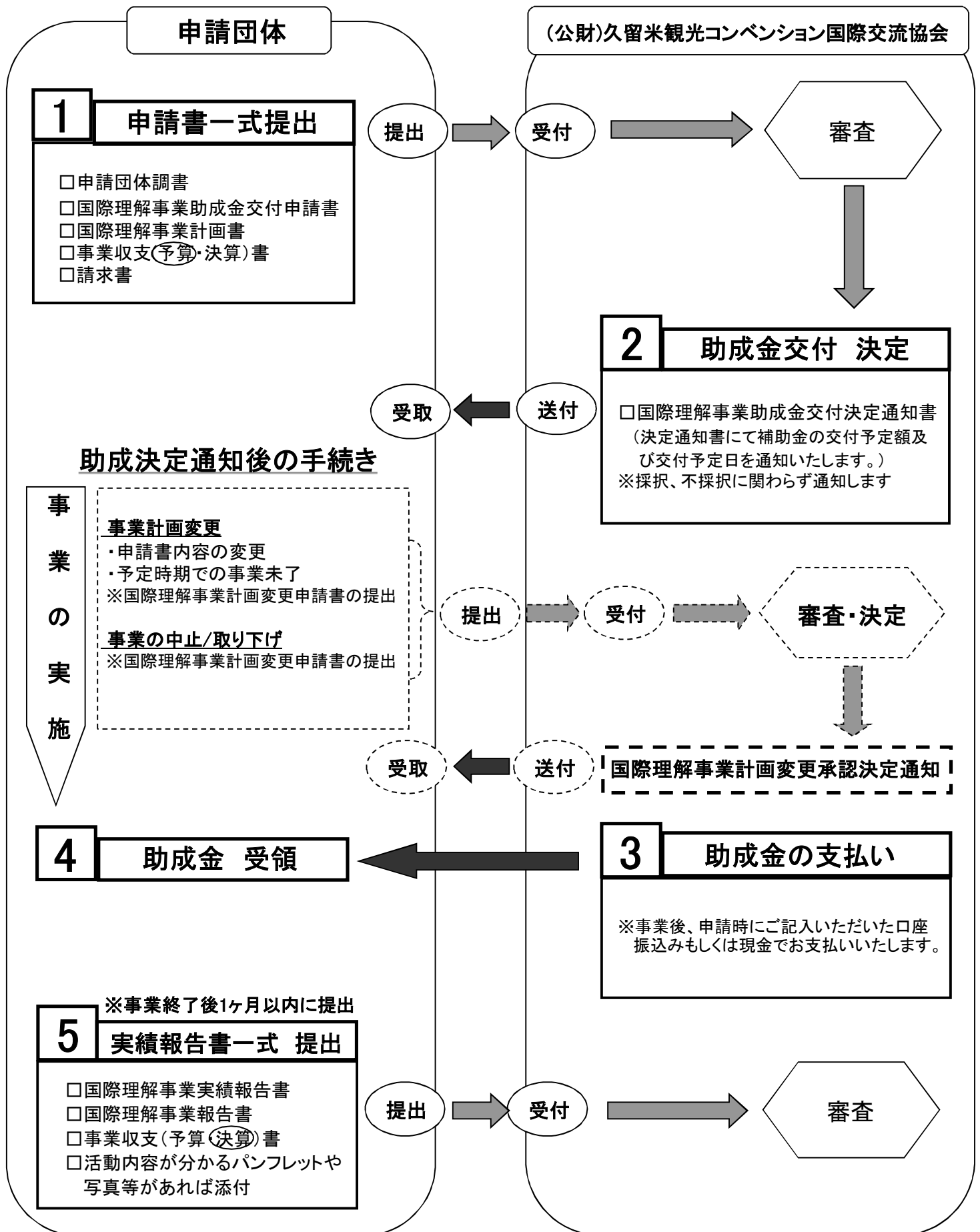
◆◇ お問い合わせ先 ◆◇

公益財団法人久留米観光コンベンション国際交流協会

〒830-0031
久留米市六ツ門町3-11 くるめりあ六ツ門6F
TEL:0942-31-1717 FAX:0942-31-3210

当財団HP: <https://welcome-kurume.com/>

国際理解事業助成金交付 手続きの流れ



申請団体

(公財)久留米観光コンベンション国際交流協会

1

申請書一式提出

- 申請団体調書
- 国際理解事業助成金交付申請書
- 国際理解事業計画書
- 事業収支(予算・決算)書
- 請求書

提出

受付

審査

2

助成金交付 決定

- 国際理解事業助成金交付決定通知書
(決定通知書にて補助金の交付予定額及び交付予定日を通知いたします。)
※採択、不採択に関わらず通知します

受取

送付

助成決定通知後の手続き

事業の実施

事業計画変更

- ・申請書内容の変更
- ・予定時期での事業未了
- ※国際理解事業計画変更申請書の提出

事業の中止/取り下げ

- ※国際理解事業計画変更申請書の提出

提出

受付

審査・決定

受取

送付

国際理解事業計画変更承認決定通知

4

助成金 受領

3

助成金の支払い

※事業後、申請時にご記入いただいた口座振込みもしくは現金でお支払いいたします。

5

実績報告書一式 提出

※事業終了後1ヶ月以内に提出

- 国際理解事業実績報告書
- 国際理解事業報告書
- 事業収支(予算・決算)書
- 活動内容が分かるパンフレットや写真等があれば添付

提出

受付

審査